

☆*****

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC （○）
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他 （ ）

【タイトル】 第17回社会保障審議会企業年金・個人年金部会／ DCの拠出限度額について

☆*****

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2020年11月20日、第17回社会保障審議会企業年金・個人年金部会を開催しました。

当日の資料は、以下の厚生労働省HPをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14975.html

冒頭、部会長から、以下趣旨の発言がありました。

○7月（第12回）にDC拠出限度額の見直し案が提示され、関係団体ヒアリング（第13回・第14回）を経て、議論が進められてきた。

年末の税制改正に向けては、今回、事務局（厚生労働省）より示される内容を最終案として、意見を頂戴したうえで、税当局と調整いただくことにならざるを得ない。

○政府税制調査会にて、国際比較の観点から、諸外国の制度を比較しながら検討が行われており、当部会でもその観点から議論を進めていきたいということで、今回、藤澤委員からカナダ、渡邊委員からドイツの企業年金・個人年金制度を紹介いただく。次回以降、外部有識者を招いて、アメリカ・イギリスの企業年金・個人年金制度を紹介いただき、議論したい。

【議事】

DC 拠出限度額の見直しについて、事務局より最終案が示されました。

1. DBを併せて実施する場合の企業型DCの拠出限度額の見直し（案）および経過措置（案）について

- 企業型DCの拠出限度額の算定にあたって、全てのDBの掛金相当額を一律月額2.75万円と評価している現状を改め、より公平できめ細かな算定方式とする。

<見直し案>

企業型DCの拠出限度額＝月額5.5万円－DBごとの掛金相当額

- ※DBを実施していなければ、DBの掛金相当額は0円で、拠出限度額は現行どおり月額5.5万円。DBの掛金相当額が月額5.5万円を上回る場合は、DC拠出は不可。

- DBの拠出が少ない企業（DB掛金相当額が2.75万円未満）は、規約変更後に企業型DCで2.75万円以上の拠出が可能という新ルールが適用となる。
- 拠出限度額の見直しにあたっては、既に現行制度下で承認を受けた規約に基づいて企業型DCを実施していることから、既存規約に基づいて従前の掛金拠出を可能とする経過措置を設けることとする。
- 具体的には、施行日（※1）の時点で、企業型DCとDBを併せて実施している事業主については、「月額5.5万円－DBごとの掛金相当額」が2.75万円を下回る場合は、施行日前の既存規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする。
 - ※1 具体的な期日は、要調整
- ただし、経過措置の適用を受けている事業主が、施行日以降に企業型DC規約の掛金またはDB規約の給付設計の見直しを行った場合（※2）には、経過措置の適用を終了する方向で詳細を検討する。
 - ※2 具体的には、
 - ・企業型DCについて、規約事項のうち、事業主掛金の額の算定方法（DC法第3条第3項第7号）の見直しを行った場合

- ・DBについて、規約事項のうち、給付設計（DB法第4条第5号の事項）の変更であってDB法第58条の規定に基づく財政再計算を伴う見直しを行った場合

2. DB掛金相当額（DB仮想掛金額）の算定方法（案）について

○7月の部会（第12回）において事務局より示された算定方法が最終案として示されました。主な内容は以下のとおりです。

<算定方法の主な内容>

- ・各DBの基礎率から「標準的な給付水準」を算出し、そこから利子分を控除したものを加入月数で除することで、DCと比較可能な毎月定額の仮想掛金額を算定する。
- ・「標準的な給付水準」から控除する利子分は、各DBの基礎率の1つである予定利率を用いて計算する。
- ・グループ区分（同じ基礎率を用いて財政運営・掛金設定を行っている）単位ごとに仮想掛金額を算定する。
- ・総合型の基金など複数の実施事業所によって構成されるDBの場合であっても、グループ区分ごとに仮想掛金額を算定する。
- ・加入者数500名未満の簡易基準のDBでは、「標準掛金総額÷加入者数」の額を仮想掛金額とする。
- ・財政再計算のたびに仮想掛金額を算定する。
- ・仮想掛金額は千円単位で端数処理する。
- ・簡易基準のDBを除き、年金数理人の確認を必要とする。
- ・施行後最初の財政再計算が行われる間の経過的取扱いとして、仮想掛金額を、「標準掛金総額÷加入者数」の額（簡易基準のDBと同様の方法）で代用することを認める。

3. 企業年金加入者の個人型DC (iDeCo) の拠出限度額の見直し (案) について

- DBの掛金相当額をDBごとに個別に評価することに伴って、企業年金 (DB・企業型DC) に加入する第2号被保険者のiDeCoの拠出限度額について、以下のとおり公平を図ることができる。

<見直し後の計算式>

$$\begin{aligned} & \text{個人型DC (iDeCo) の拠出限度額} \\ & = \text{月額} 5.5 \text{ 万円} - (\text{企業型DCの事業主掛金額} + \text{DB掛金相当額}) \quad \text{※上限} 2 \text{ 万円} \end{aligned}$$

- 企業型DCとは異なり、個人の自助努力であるiDeCoの拠出限度額の見直しにあたっては、経過措置を設けない。施行日以降、企業型DCの事業主掛金額とDBの掛金相当額を反映する (3.5万円を超えるとiDeCoの拠出限度額は遡減し、5.5万円を超えると消失)。

4. DB掛金相当額の個別評価に伴って掛金拠出ができなくなる個人型DC (iDeCo) 加入者への対応 (案) について

- DBごとの掛金相当額を個人型DC (iDeCo) の拠出限度額に反映すると、DBの掛金相当額によってはDCの拠出限度額を使い切ってしまう場合が生じることとなる。

※現行では、DBのみに加入する者のiDeCoの拠出限度額は、一律月額1.2万円

- DBのみに加入する者であってiDeCoの掛金拠出ができない者については、資産額が一定規模以下である等の脱退一時金の要件を満たした場合については、脱退一時金の受給を認めることとする (政令改正)。

※iDeCoの資産をDBに移換することも可能であるが、DB規約に受換の定めがある場合に限られている。

このほか、カナダ・ドイツの企業年金・個人年金制度の紹介が行われました。

【委員からの意見（主なもの）】

○DB 仮想掛金額の算定方法案について、その方針に賛同する意見が多数ありました。
また、企業型DC への経過措置案について、評価する意見が多数ありました。

○このほか、DC 拠出限度額の見直しに関する主な意見は以下のとおりです。

－DC 拠出限度額の見直しの実施時期については、コロナの問題もある中で、制度の見直しを行うことになるので配慮してほしい。（労働組合）

⇒施行時期は、企業型DC と iDeCo の情報連携（2022 年 10 月開始）によるシステム開発等が必要となるため、最速でも 2022 年 10 月となるが、コロナもある中なので、十分な準備期間を取り、企業年金に悪影響が無いように、2022 年 10 月以降で決めたい。（事務局）

－企業型DC の拠出限度額の経過措置について、現在の拠出限度額 5.5 万円が将来引上げられた場合には経過措置は打切りとなるのか。（シンクタンク）

⇒給付設計を見直した場合に新ルールが適用となる。DB の給付水準が高く、経過措置の恩恵を受ける企業も、DB やDC の給付設計を見直した場合に新ルールが適用となる。その前提で、仮に拠出限度額が現行の 5.5 万円から引上がった場合、その範疇で企業がどのように制度を見直すか考えてもらい、施行前のDB・DC 制度の給付設計を見直す場合には経過措置から外れることとなる。（事務局）

－DB に加入する方が iDeCo の加入を判断するためにも、早めにDB 仮想掛金額を加入者に周知いただきたい。（シンクタンク）

⇒DB の仮想掛金額を早めに周知することは重要。「標準掛金総額÷加入者数」による概算額は、現時点でも事業主側で算出できるので、目安として早めに従業員に周知してもらいたい。また、仮想掛金額の算定方法の詳細についても早期に示せるよう日本年金数理人会との協議を進める。（事務局）

－拠出限度額の見直しに伴い iDeCo が拠出できなくなる方が発生することは仕方がないが、この点、DB へ移換できるように規約で定める労使の取組みに期待したい。（NPO 法人）

⇒iDeCo からDB への移換は法令上可能となったが、（移換にあたって必要となる）DB 規約での受入れの規定化は進んでいない。DB の給付水準が高い企業では（iDeCo が拠出できなくなる場合も考えられるため）労使協議を行い、ぜひ受入れの規定化を進めてほしい。（事務局）

ーiDeCoの拠出限度額見直しに関する対応として、資産額が一定以下の方に脱退一時金の受給を認めることとされたが、この一定の資産額の具体的な金額を教えてください。(経営者団体)

⇒現在、(iDeCoの脱退一時金の支給要件の1つとしての)資産額の要件は、「資産額が25万円以下」である。これは、iDeCoには運管手数料等が掛かるが、運用が1%で行われる場合に手数料負けしないように設定されている水準である。この金額は、2016(平成28)年から設定されているが、各社の運管手数料が下がり、税当局からこの金額(25万円)をもっと下げろという圧力もある中で、25万円を維持すべく頑張っている。(事務局)

最後に、部会長から、事務局案について、留意点等のコメントはあったものの、基本的に賛同する意見であったことから、事務局においては税当局との調整を進めていただきたい旨の発言がありました。

また、次回の部会(開催時期は未定)では、7月(第12回)から行われてきたDC拠出限度額の見直しの議論について整理することとされています。

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～

<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/>

バックナンバーでは、過去の年金NEWS・メルマガに加え、マーケット情報等をご覧いただくことができます。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティング課

年金NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202011-170-0488-D